

日本プレクシャ・ディヤーナ協会 規約

第1条【名称及び事務局】

- 1 本会は、日本プレクシャ・ディヤーナ協会と称し、英称をPreksha Dhyana Association of Japanとする。
- 2 本会の活動は事務局が中心となって執り行う。事務局は会長及び運営理事によって構成され、役員会がこれを統轄する。
- 3 事務局は会長の定めるところに置く。

第2条【目的及び事業】

- 1 本会は、プレクシャ・ディヤーナ(プレクシャ・メディテーション/知覚瞑想/プレクシャ瞑想)(以下「プレクシャ瞑想」といふ)を普及させることを目的とし、次の事業を行う。
 - (1) プレクシャ瞑想の方法やヨガを主体とした各種研修会、教室、合宿等の企画運営
 - (2) プレクシャ瞑想に関する本の出版、CDの制作・販売、メールマガジン・会報の発行
 - (3) プレクシャ瞑想の指導員養成及び資格認定
 - (4) インドにて開催される国際研修、会合への参加
 - (5) その他目的を達成するために必要な事項

第3条【会員】

- 1 本会は、前条の目的及び事業の趣旨に賛同し、協力する者をもって組織する。
- 2 本会は、本会に所属する会員の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを名簿として保管し、変更があった場合はその更新をしなければならぬ。
- 3 会員は、本会が別に定めるところの入会金及び会費を納めなければならない。
- 4 会員は、脱会を希望する場合には、その意思を脱会する月の前の月までに協会に届け出なければならない。但し、届け出た月までに納めた会費は如何なる理由があっても返還しない。
- 5 本会会員にして本会の名誉を汚し又はその義務を怠る者があるときは、本会は役員会においてこれを除名することができる。

第4条【役員】

- 1 本会に次の役員をおく。

(1) 会長(代表)President	1名
(2) 理事 Administrative Managers	若干名

(内、運営理事 Operational Managersとして、総務主任 General Manager 1名、企画運営主任 Director 1名、会計主任 Accountant 1名を置く。運営理事は、必要に応じ、事務局の独自の判断により随時増減できる)

(3) 監査役 Auditor	1名
(4) 世話役 Assistant	若干名

事務局は、随時、事務局の独自の判断により、本会の運営を補佐する世話役を任命することができる。世話役は役員には含まれないが、意思決定に関与しないオブザーバーとして役員会に出席することができる。世話役は会員の中から選任することとし、その労務により会費は免除される。
- 2 役員を選任は会長又は役員会の推薦に基づき、役員会の承認を経て、総会においてこれを決議する。本会は総会の承認を経て名誉会長を置くことができる。各役員は原則として理事の中から選任する。
- 3 各役員の仕事は、役員が増員されるまで兼任可とし(監査役を除く)、会長がこれを指示・配分する。
- 4 監査役は本会の会計を監査し、会長又は理事を兼ねてはならない。

- 5 会長が不在その他何らかの理由により責務を果たせないときは、総務主任と企画運営主任が協力して会長代行を務めるものとする。この場合の会長代行の権限は会長の全ての権限を代行する。
- 6 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 7 総会の互選により次の者が会長に選任され、同時に被選任者はこの会長就任を承諾する。
会長住所 千葉県市川市島尻3-2 会長氏名 坂本 知忠
- 8 他は別途内規に定める。

第5条【総会】

- 1 総会は年1回会長が招集する。ただし、研修会、研究会、交流会その他の集会の際に総会を併会することを妨げない。また、会長が必要と認めたとき、若しくは会員の3分の1以上から請求があったときは、臨時総会を開催する。
- 2 総会は、会員の総意を民主的に反映する機関として、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改廃及び役員の選出
 - (2) 事業計画及び事業報告、収支決算及び監査報告の承認
 - (3) その他の重要事項
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指定する者がこれを務める。
- 4 総会の議決は、会長及び役員を含む、出席した会員の過半数の賛成により有効に採択されたものとみなされる。議決はコンセンサス方式(積極的反対の有無の確認)をもってこれに代えるものとし、出席した会員の過半数の反対が無い限り、過半数の賛成があったものとみなされる。

第6条【役員会】

- 1 役員会は、第3項に規定する意思決定手続に参加する会長並びに各理事の他、意思決定に関与しない世話役によって構成する。
- 2 役員会は、会長又はいずれかの理事の発意により、随時これを招集する。
- 3 役員会の議決は全会一致を原則とし、全会一致を得られないときは会長を含む過半数の賛成によりこれを決する。

第7条【経理】

- 1 本会の資産は左記の各号よりなる。
 - (1) 会費
 - (2) 入会金
 - (3) 寄付金・助成金
 - (4) 事業に伴う収入
- 2 会費及び入会金その他の料金は、各種特例(キャンペーン等を含む)又は労務提供等により免除されることがある。
- 3 本会の経費は前項に掲げたものをこれに充てる。ただし寄付金中特に用途を指定されたものは、その指定に従う。
- 4 本会の会計年度は毎年四月一日より翌年三月三十一日に至る。

第8条【指導員】

- 1 プレクシャ瞑想の指導員は次の種別(レベル)から構成される。
 - (1) 教師(Master)
 - (2) 講師(Teacher)
 - (3) 準講師(Associate Teacher)
 - (4) 指導士(Instructor)
 - (5) 準指導士(Associate Instructor)
- 2 各指導員の資格は、必要な養成課程を修了した者に対し役員会の審査を経て認定され、総会において正式に授与される。指導員は資格認定に際して、所定の認定手数料を納めるものとする。
- 3 各指導員の認定資格要件は、次のとおりこれを定める。
 - (1) 教師 インド・ジャイナ教本部において直接指導を受け、プレクシャ瞑想の理論を熟知し、瞑想の継続的な実践と十

分な経験を有するとともに、豊富な指導経験をもって指導者を養成する能力と技量を保持する者。資格有効期間は無期限とする。

- (2) 講師 インド・ジャイナ教本部において直接指導を受け、プレクシャ瞑想の理論に習熟し、瞑想の継続的な実践と十分な経験を有するとともに、指導者を養成する能力を保持する者。資格有効期間は10年とする。但し、この有効期間は、定期的に研修(研究会を含む)を受講すること及びレポート提出により、最後に受講した時から更に5年間自動的に更新される。
 - (3) 準講師 インド・ジャイナ教本部において直接指導を受け、プレクシャ瞑想の理論を理解し、瞑想の継続的な実践と経験を有するとともに、初心者及び経験者を指導する能力を保持する者。資格有効期間は5年とする。但し、この有効期間は、定期的に研修(研究会を含む)を受講すること及びレポート提出により、最後に受講した時から更に2年間自動的に更新される。
 - (4) 指導士 日本プレクシャ・ディヤーナ協会において指導を受け、プレクシャ瞑想の理論を学習し、所定の試験に合格するとともに、自主的かつ継続的に瞑想を実践して自らの体験をもって初心者を指導することのできる者。資格有効期間は2年とする。但し、この有効期間は、定期的に研修(研究会を含む)を受講すること及びレポート提出により、最後に受講した時から更に1年間自動的に更新される。
 - (5) 準指導士 日本プレクシャ・ディヤーナ協会において指導を受け、プレクシャ瞑想の理論を学習し、自主的かつ継続的に瞑想を実践する若しくは実践しようとする者、又は一度でもインド・ジャイナ教本部において直接指導を受けた者で、本協会の指導のもとでプレクシャ瞑想を指導する意思を有する者。資格有効期間は1年とする。但し、この有効期間は、定期的に研修(研究会を含む)を受講すること又はレポート提出により、最後に受講した時又はレポートを提出した時から更に6か月間自動的に更新される。
- 4 上記資格は本会の会員にのみ与えられる。指導員となる会員は、資格取得のため所定の認定料を納めなければならない。本会を退会した者又は除名された者は、その時点で指導員としての資格も自動的に失うものとする。失効した資格は、必要な指導及び役員会の審査を経てこれを回復することができる。資格の回復を希望する者は、指導及び審査に伴う所定の手数料を納めなければならない。

第9条【会員の除名】

- 1 次に該当する場合は、役員会は当会から会員を除名することができる。
 - (1) 所定の会費を納めなかったとき
 - (2) 当会又はプレクシャ瞑想の関係者・団体の名誉を著しく損なう行為があったとき
 - (3) 当会の目的、規則に違反する行為があったとき

第10条【所在地】

- 1 本会の所在地を次のとおりとする。
千葉県市川市島尻 3-2

第11条【規約及び条件の改定】

- 1 本規約並びに本規約に付随するすべての規約、規則およびそれに準ずるものは、当協会の独自の判断により所定の手続を経て協会会員の承諾なしに変更・改定を行うことができるものとする。変更・改定後の本規約も、協会及び協会会員との間の一切の關係に適用されるものとする。

【付則】

この規約は、平成23年4月1日より施行する。

本規約は、平成23年10月1日一部改定し、即日施行する。(代表者名、所在地の追記のため一部改定)